

法律第十九号（平三〇・四・二五）

◎東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する  
法律

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成二十三年法律第  
百二号）の一部を次のように改正する。

題名中「東日本大震災」の下に「等」を加える。

第二条中「十五年度」を「二十年度」に、「二十年度」を「二十五年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（総務・内閣総理大臣署名）